**平成２１年（フ）第４２１号**
山形市南館１丁目２番35号　ファブラック201号
債務者　佐藤　　仁
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４２４号**
山形市あこや町１丁目18番49号
債務者　山河こと　岡崎　　麗
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４２５号**
山形県天童市久野本５丁目２番地２　若葉荘12号
債務者　岡崎　芳雄
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４３３号**
山形市末広町16番３号　アパートメントハウス末広町102号
債務者　西谷　行雄
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５５８号**
北海道北斗市向野１丁目７番34号
債務者　佐藤　順子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第５６３号**
函館市日吉町４丁目17番５号
債務者　和山美佐子（旧姓浅水）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第５６５号**
函館市富岡町２丁目32番６号
債務者　工藤ゆかり
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第５６８号**
函館市中道１丁目35番18号
債務者　竹内　利恵
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第５７０号**
函館市高松町435番地59
債務者　吉江　孝行
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第５７３号**
函館市深堀町31番10―103号
債務者　荒内　和子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第５７６号**
北海道茅部郡森町字森川町297番地の38
債務者　宮守　忠公
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第８２号**
岩手県九戸郡洋野町大野第62地割41番地２
債務者　野田裕美子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２１年（フ）第２００号**
栃木県佐野市田島町514番地１　メゾンモード３―１
債務者　新山江梨子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２１年（フ）第２０１号**
栃木県足利市江川町２丁目18番地23
債務者　藤田登志子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２１年（フ）第２０２号**
栃木県佐野市大橋町1194番地
債務者　三浦　正子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

## 破産手続終結

**平成１９年（フ）第２０７号**
愛媛県宇和島市津島町岩松760番地
破産者　合資会社木田薬店
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
松山地方裁判所宇和島支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２０年（フ）第７４８号**
新潟市中央区親松79番地６
破産者　井上　隆夫
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部